

第60回上下水道事業審議会会議録

1. 開催日時：令和2年10月28日（水） 午後1時30分～午後3時45分
2. 開催場所：京丹後市役所 峰山庁舎205会議室
3. 出席者：西村正明会長、今田弘一副会長、袖長恵子委員、平野佳代子委員、
前田和夫委員、蒲田幸造委員、今井秀一委員、松田佳子委員、小笠原務委員
事務局：大木上下水道部長
経営企画整備課：平井課長、川戸課長補佐、金子課長補佐、吉野整備係長
小林主任、野木主任
施設管理課：坪倉課長、和田課長補佐

4. 議題

(1) 議事

①京丹後市水洗化計画の一部見直しについて

5. 公開又は非公開の別 公開
6. 傍聴人の数 3人（内、報道関係0人）
7. 内容（要旨）

■開会

事務局より、第60回京丹後市上下水道事業審議会の開会を告げる。

■上下水道部長挨拶

大木部長挨拶

■会長挨拶

西村会長挨拶

■議事（会長が進行）

<会長>

最初に、委員の出席状況について事務局より報告をお願いします。

<事務局>

条例では、委員定数の半数以上の出席で会議が成立することになっています。

本日の出席者については、審議会委員9人中9人全員の出席ですので、本日の会議が成立していることを報告します。

■会議録署名人の指名

<会長>

続いて、本日の会議録の署名人を指名します。平野委員をお願いします。

■事務局の説明・質問等

<会長>

それでは議事に入ります。水洗化計画の一部見直しについて、事務局より追加資料の配付がありましたので説明をお願いします。

<事務局>

事務局説明【説明資料④】 1～11ページ

<委員>

趣旨の3行目のところで「公共下水道区域の整備に目途が立ったこと」とありますが、終点が見えてきたということか。

<事務局>

現計画の目標である令和2年での完了はできなかったが、さらに5年間延ばし令和7年での概成に向けて、全体的な整備の順番・イメージが数字の上では見えてきたということです。国庫補助金を含めた予算の確保ができればですが、公共下水道の整備完了の目途がついたということです。

<委員>

今回の計画では、4地区が当面個別処理区域から集合処理区域へ変更となるが、残り2地区はもう少し先になる。この2地区が残る理由は、地形条件が大きく影響しているのか。

<事務局>

集合処理区域に入っても、工事着手までに3年ほどかかりますが、その間はこれまで出ていた個人設置の浄化槽補助金が出なくなります。全地区を一度に工事することはできないので、しばらく時間がかかるのであれば、当面個別処理区域のまま置いておくことにより、この浄化槽補助金で手当てすることが可能となります。全ての地区を集合処理区域に変更することも大事ですが、順番的にしばらく時間がかかるのであれば、少しでも補助金が出る地区として残しておきたい。地区の意向も踏まえ2地区を残したのはその理由です。その上で、3年後を目途に、集合処理区域への変更が妥当なのかの検討も行いながら進めていきたいと考えています。特に、小浜の中の新樋越川右岸の地域については、地形的に下水道につながるには川を渡す必要があり、そのための費用だけで億のお金が必要となるということもあって、公共下水道区域として良いのか、もう少し検討をさせていただこうと思っています。

<委員>

以前家を建てた際、公共下水道区域に入っていたが下水道管はまだ来ていなかったため、浄化槽を設置した。その時にも言われたが、集合処理区域に入っただけで浄化槽の補助金は出なくなるのか。

また、その時の経験を通じて、具体的な工事予定年度など綿密な説明が必要ではないかと感じました。

<事務局>

申し訳ないですが、集合処理区域に入ると、工事完成しておらず下水道への接続ができなくても、浄化槽の補助金は出なくなります。集合処理区域に入る4地区については、浄化槽の補助金が出なくなり、下水道への接続もまだ先ということになります。なお、区域の変更については、事務だけで3年かかるということもあり、まとまった大きな範囲で行うこととしています。例えば、新治については大きな範囲で集合処理区域に入れたので、下水道に接続できるまでの間は、個人で浄化槽を設置しても補助金はないということになります。ですので、工事がまだまだ先の地区であれば、当面個別処理区域で残しておく方が、新築で浄化槽を設置する場合にも補助金が出ることになるので、地区の方にもご理解いただけるものと思っています。

<委員>

当面個別処理区域から外れると浄化槽の補助金が出なくなるということは、該当地区では、令和3年までに家を直す方が良いということか。

<事務局>

集合処理区域に入るまでの間に家を建てる予定がある場合は、当面個別処理区域である間に浄化槽を設置されたら補助金が出ます。

ただし、法律では、下水道工事が完了し接続が可能となると、浄化槽を廃止して公共下水道へ接続しなくてはならないことになっています。ですので、家の新築や改築等の際には、下水道が来るのを待つのか、それとも早期の水洗化を希望される場合は、いずれ浄化槽を廃止し撤去することを前提とした整備をお願いしているところです。そういうことと言えば、下水道が来るのが遅いからということに集約されると思いますが、浄化槽を廃止し公共下水道に接続された場合の1年間の使用料減免制度を設け、少しでも経済的な負担を軽くしていただけるよう努力しているところですので、ご理解いただきたいと思います。

<委員>

本当に、下水道が来るのが遅いということに尽きると思います。この6地区は、相当長い間待っています。公共サービスの差により、定住する若い人たちが少なくなってきました。また、家の計画を立ててということですが、長いところでは20年間考えて待っているところもあります。20年経てば世代も代わります。そういったことについて、地域住民に対し説明不足だと思います。未整備地区のところでは、浄化槽の補助金のことや、そうやって設置した浄化槽を撤去しないといけないことなど、実際に家の改築等を行った人は聞いているから分かるが、それ以外の人は分からないと思うので、該当地区の住民に対し、もう少し丁寧な説明を行っていただきたい。

<会長>

これが、未整備地区の真の声だと思います。今の意見をよく聞いていただいて、これからの対応に臨んでいただきたいと思います。

<事務局>

本当にその通りだと思います。口大野については、竹野川右岸は平成12年から下水道を提供させていただいているにも関わらず、左岸はなぜ今なのか、ということ。また、これまでの説明が十分ではなかったということ。これらのことを理解し反省しながら、今回の計画変更においては、区長や区の役員の方に説明して回りました。しかしながら、区民の方々まで話が伝わっているのかどうかは分からないので、ご指摘いただいた点については、どのような方法で行っていくのか、もう少し勉強させていただきたいと思います。

<委員>

今話があったように、切実な経緯があったのだということが理解できました。地区の役員も専門的な知識を持っておられるわけではなく、また交代もされるので、できる限り地域で説明会を開いて細かく説明を行う方が良いと思います。また、工事期間も長いので、どの地域から工事を行う予定なのかという見通しなどを説明してもらう方が、家の改築予定等が立てやすく心づもりもしやすいと思います。

<事務局>

タイミング等を図りながら、広報に努めていきたいと思います。

<会長>

それでは引き続き、次の説明に入っていただきたいと思います。事務局より説明をお願いします。

<事務局>

事務局説明【説明資料④】12～14ページ

<委員>

京丹後市内全域、何らかの処理区域でカバーできているということか。

<事務局>

方法は別ですが、全ての市民に水洗化のサービスを提供していきたいと思っています。

<委員>

例えば、ポツンと一軒離れている場合でも、水洗化の対象となりますか。

<事務局>

その場合でも、基本的には水洗化のサービスを提供していきたいと思っていますが、山の上に別荘や小屋を建てた場合などは対象外となります。

<委員>

処理方法として、終末処理場で処理する集合処理と、個別処理する合併浄化槽とがあり、その浄化槽でも、市で管理するものと個人で設置し管理するものがありますね。この個人設置の浄化槽についても、区域の網がかかっていなければ市が補助金を出すということですが、それぞれについて、不利益はないということで良いでしょうか。

<事務局>

浄化槽の補助金については、現時点では当面個別処理区域のみとなっていますが、今後は区域で囲っていないところが全て対象となります。現在市民の方が住んでおられるところは、地図や現地を確認した上で、基本的に全て集合処理区域か公共浄化槽区域に入れていきます。仮に区域外で新築される場合であっても、浄化槽補助金にて対応させていただきます。

なお、全ての地域で同じサービスを提供していくということですが、当面個別処理区域では、下水道が来ないことがそもそも不利益となっており、補助金は出るが工事費との差額の負担をお願いしているところです。

<委員>

浄化槽について、公共浄化槽と個人設置型浄化槽とがありますが、個人設置型浄化槽とは、個人的に補助金をもらって設置する場合、これに該当するというのでしょうか。

<事務局>

集合処理区域においても、個人で設置されている浄化槽はたくさんあります。また、市設置浄化槽区域においても同様で、この場合、寄附をしていただければ市で管理していくことになります。

そういったことと、今後、区域外においては個人で浄化槽を設置してもらい補助金を出します、ということとは、分かりづらくて申し訳ないですが異なります。

<委員>

公共浄化槽を整備するには土地が必要だと思いますが、これについてはどうなりますか。

<事務局>

市が浄化槽を設置する際には、無償で土地を提供していただくことになっています。

<委員>

ということは、提供できる土地が無い場合は、公共浄化槽はできないということか。

<事務局>

その通りです。一部の方で、土地がなく設置を望んでもできない方がおられます。

<委員>

公共浄化槽とは、一つの集落の中で、個別に浄化槽を設置せずに大きな浄化槽を一つ設置し集合させて処理するものだと思っていたが。

<事務局>

名称が変更になっただけで、市設置型浄化槽と同じです。

なお、今回の浄化槽法の改正により複数の家をまとめて一つの浄化槽で処理することが可能となりました。共同浄化槽と言いますが、これについては、維持管理費等の面からも有利となりますので、今後検討を進めていきたいと思えます。

<委員>

共同で設置した方が、工事費も安くなるのでは。

<事務局>

その通りです。しかしながら、これまでは法律で、一敷地に一浄化槽と決められていたの
で、取り組むことができませんでした。

<委員>

公共浄化槽の受益者の使用料負担はどのようになっていますか。

<事務局>

下水道使用料と同じで、水道の使用量に応じて料金を負担していただいています。
浄化槽の維持管理費を市が負担する代わりに、浄化槽の使用料を支払っていただいています。

<委員>

名称を公共浄化槽に変更する理由は何ですか。

<事務局>

公共浄化槽というのは、新たに法律で定められた名称で、国が定めたものです。

<委員>

個人設置型浄化槽の補助金がどのように変わるのか、もう一度教えて下さい。

<事務局>

補助金の額に変更はありません。

<会長>

それでは、続けて最後の説明を、事務局よりお願いします。

<事務局>

事務局説明【説明資料④】 15 ページ

(質問は無し)

<会長>

市長より、水洗化計画の一部見直しについての諮問をいただき、前回と今回の審議会にて、事務局からの提案・説明がある中で、みなさんからの意見を聞かせていただいていますと、反対という意見ではなく、推進して行っていただきたいという意見のように受け取りました。

したがって、引き続き、答申案の内容の検討に入りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

<事務局>

事務局より、答申案の説明

(答申案に対する意見交換を行う)

<会長>

ただいま皆さんからいただいたご意見を踏まえ、修正を行うこととなりますが、最終的な答申内容につきましては、会長と副会長にお任せいただき、改めて市長へ答申書を提出させていただきますということにいたします。

それでは、前回と今回の2回にわたる、市長からの諮問に対する審議会につきまして、これで終了させていただきたいと思います。

みなさんありがとうございました。

<事務局>

ありがとうございました。また、たくさんのご意見ありがとうございました。

それでは、会長と副会長には、後日答申内容をご確認いただくとともに、日程調整の上、市長への答申を行っていただく段取りとなっています。よろしく願いいたします。

なお、今後についてですが、今回ご審議いただいた「水洗化計画の一部見直し」について、12月議会への上程を予定しています。さらに、3月議会への上程を予定しています「水道事業基本計画の見直し」についてのご審議を、1月に、早ければ12月末からお世話になりたいと思っています。日程調整をさせていただきますので、ご出席についてよろしくお願いいたします。

■閉会挨拶

今田副会長

<事務局>

以上で、本日の上下水道事業審議会を閉会するとともに、「京丹后市水洗化計画の一部見直し」についての審議を終了いたします。

長時間にわたり、大変ありがとうございました。

午後3時45分終了